

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	小田急電鉄株式会社 SC事業部		
	連絡先	電話番号	03-3349-2131	
		ファクシミリ番号	03-3345-7509	
		電子メールアドレス		
公表の 担当部署	名称	小田急電鉄株式会社 CSR・広報部		
	連絡先	電話番号	03-3349-2504	
		ファクシミリ番号	03-3349-2499	
		電子メールアドレス	eco@odakyu-dentetsu.co.jp	

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス :	http://www.odakyu.jp/csr	
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :		
		所在地 :		
		閲覧可能時間		
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名 :		
入手方法 :				
<input type="checkbox"/> そ の 他				

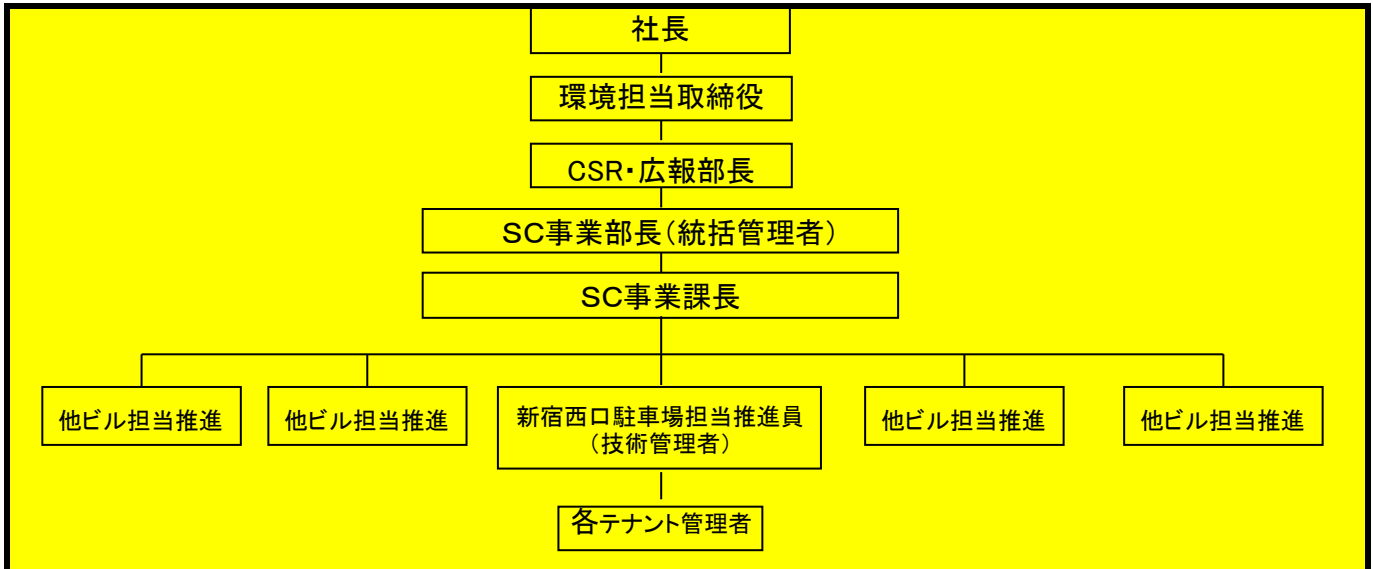
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

- 小田急グループの環境への取り組みの方向性を示した「小田急グループ環境戦略」の推進（環境に配慮した事業活動に努めるとともに、人に、地球にやさしいサービスの提供を通じて、お客さまのゆたかなくらしの実現に貢献する）。
- 環境マネジメントシステムに基づいた、各事業所等におけるエネルギー使用の合理化と使用量の把握の徹底。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	省エネルギー機器の導入によるエネルギー使用の最適化・効率化を追求するとともに、機器運転時間の見直しによる運用対策を実施する事により、総量削減義務（17%見込み）以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排出に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。衛生器具への節水装置設置及び節水対策（水量の調整）を行うことで、その他ガスを削減する。 計画期間中に3%以上削減することを目標とする。		
削減義務の概要	基準排出量	4,787 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-1
	排出上限量（削減義務期間合計）	19,866 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	17.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2020 年度から 2024 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	積極的な高効率設備への更新などにより、基準排出量の17%以上の削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減計画期間と同様に引き続き節水を行うことで、その他ガスを現状の3%以上削減した状態を維持する。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		3,514	3,178	3,121	3,293	3,276
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
	上水・下水	54	52	51	51	49
合計		3,568	3,230	3,172	3,344	3,325

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	122.0	110.3	108.3	114.3	113.7

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2004年度、2005年度、2006年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	3,942	3,942	3,942	3,942	3,942	19,710
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = Σ A-D)						18,135
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						1,575
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	3,514	3,178	3,121	3,293	3,276	16,382
	排出削減量 (F = A - E)	428	764	821	649	666	3,328

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

照明点灯時間の検討やLED照明器具の導入、空気調和設備の運転時間の見直し等の運用対策を実施した効果がみられ、特定温室効果ガスの排出量が減少した。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	120300	12_運転管理及び効率管理	冷温水発生機の外気温を参考とした効率的な運転の実施 空調機・排気ファン運転時間の見直し	2010年度	
2	130200	13_空調和設備の効率管理	インバーター制御方式の見直し	2010年度	2010年度に店舗空調機を温度とCO2管理によるインバータ装置の導入
3	150200	15_照明設備の運用管理	LED照明灯具の導入（駐車場）	2010年度	2010年度に駐車場照明をHf照明器具からLED照明器具へ変更
4	150200	15_照明設備の運用管理	LED照明灯具の導入（共用通路）	2011年度	2011年度に店舗通路照明をFHF照明器具からLED照明器具へ変更
5	130300	13_換気設備の運転管理	インバーター制御方式の見直し	2012年度	2012年度に駐車場換気をスケジュールとCO2管理によるインバータ装置の導入
6	140300	14_冷凍冷蔵設備及びちゅう房 設備の管理	ターボ冷凍機・冷温水発生機の更新	2016年度	ターボ冷凍機、冷温水発生機更新による電力消費量の削減
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
	【その他ガス削減量の削減の計画及び実施の状況】				
51	140200	14_給排水設備の管理	客用女子トイレ衛生器具の節水装置導入	2014年度	2014年10月に客用女子トイレ大便器16台に節水装置を設置導入
52					
53					
	【排出量取引の計画及び実施の状況】				
61					
62					
63					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

1. 事業所での省エネの取り組み

施設管理者が対策を率先して行いLED照明器具の導入を進めるとともに、テナントと協議を行いながら照明の減灯・点灯時間の見直し、空気調和設備の運転時間の見直しを行う等により、計画通り対策を実施している。また、空調機におけるインバーター制御の変更改修工事を実施し、一定の成果を確認した。

2. テナントへの働きかけ

テナント空調機の営業時間外の止め忘れなど警備員による点検確認指導により、テナントへの意識付けができた。

3. 環境意識向上のための啓蒙活動

地域の環境改善活動（清掃ボランティア、違法駐車対策）へ積極的に参加し、環境に対する意識向上を図っている。